

2013年(平成25年)7月30日 火曜日

Q 勤務時間外に酒気帯び運転をして摘発され、罰金を受けることになりました。職場の上司からは懲戒解雇にしろと言われていますが、やむを得ないのでしょいか。

### 業務外行為での懲戒処分

A 従業員の業務外 いる必要があります。あるといえることが必  
の行為に対する会社の 次に当該従業員の行為 要としています。  
懲戒処分が有効である が企業秩序に直接に関 三つ目は、懲戒処分  
ためには、三つの要件 連するものであるか、 の選択が企業秩序維持  
が必要です。 会社の社会的評価を害 のために相当なもので  
まず就業規則に懲戒 するものである必要が なければなりません。

事由として規定されて あります。この点につ その基準として最高裁  
いて最高裁は、会社の は、従業員の行為の態  
種類、規模、従業員の 様、動機、結果、その  
地位、職種などから会 前後の態度、過去の懲  
社の社会的評価に及ぼ 戒処分などを考慮し  
す悪影響が相当重大で て企業秩序の維持のた



て企業秩序の維持のた

## 規則や企業秩序で判断

めに相当な処分を選 ことなどから通常解雇  
択すべきとしていま を有効と判断したもの  
す。  
例えば運送業の運転 1月10日)があります。  
手が職場外の飲酒運転 (大津地裁1989年  
により摘発された事案 は、自動車運転をなり  
について、勧められて わいとす職に就い  
飲酒することになり自 ていれば運転の経緯、  
ら飲酒をしたものでな 飲酒量、過去の懲戒処  
いこと、飲酒後入浴や 分歴などから個別に判  
仮眠を取るなどして大 断されることになり、  
丈夫との判断の上運転 そのような職種に就い  
を始めていること、酒 情がない限り懲戒解雇  
気帯びの程度が弱かっ は相当性を欠き、無効  
たことなどにより通常 と判断される可能性が  
解雇を無効と判断した 高いと考えます。  
もの(金沢地裁198 5年9月13日)と、過  
去に飲酒運転歴がある (弁護士 松田健太  
郎)

高いと考えます。  
(弁護士 松田健太  
郎)